

# 防犯の取り組みが実を結んでいます

問 危機管理室

TEL 06-6992-1497

地域での犯罪抑止を目的として、平成28年10月に設置した、1000台の防犯カメラと、防犯委員や青色パトロール隊など、地域の皆さんの見守り活動とが相まって、市の治安は格段に良くなりました。

府内の平成29年刑法犯認知件数(警察が発生を認知した事件数)は前年比12.4%の減少でしたが、本市では21.7%も減少しました。

また、防犯カメラの設置前の平成27年と比較すると、刑法犯認知件数は2,680件だったものが平成29年は1,797件と約33%も減少しました。一方、検挙件数(警察が検挙した事件の数)は、平成27年には428件だったものが、平成29年には540件と、事件解決に大きく役立っていることがうかがえます。

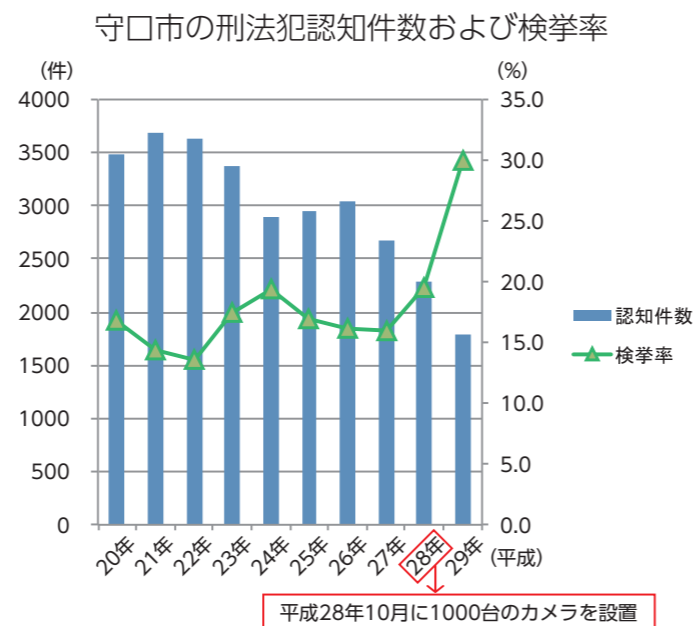


この、防犯カメラ1000台設置の取り組みは、警察庁発行の『平成30年版 警察白書』にも

掲載されています。

取り上げられ、全国的にも本市の先進的な取り組みが成功例として注目されました。

今後も市民の皆さんのご協力をいただき、官民一体となって安全・安心なまちづくりに取り組みます。



# 防災フェスタ 2019

問 危機管理室

TEL 06-6992-1497

大阪国際大学(OIU)・大阪国際大学短期大学部(OIC)主催による「OIU・OIC防災フェスタ2019」が2月24日(日)に開催されます。

市では同フェスタ内で「HUG(避難所運営ゲーム)」を門真・寝屋川市と共同で実施します。隣接3市にも近い同大学・短期大学部で共同実施することで、災害発生時における3市の協力体制を確認し、市民の皆さんの安心につなげます。参加者には、HUGを通して災害発生時の避難所における、行動やルールについて学んでいただけます。

このほか同フェスタでは、炊き出し体験や消火訓練、各種機材の展示などのプログラムも用意しています。フェスタおよびHUGの参加は事前に申し込みが必要です。

時 2月24日(日) 10:00~15:00 (9:30受付開始)

場 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 守口キャンパス内

対 市内在住の人、同校学生・生徒、参加を希望する人  
定・申 300人(フェスタ全体)、申し込みは同大学地域協働センターへはがき、ファクス、メールで。

▽50人(HUG)、申し込みは電話で危機管理室へ。

問 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部地域協働センター(〒570-8555守口市藤田町6-21-57)

TEL 06-6902-0617

FAX 06-6902-0619

✉ collabo@oiu.jp



昨年の様子

# 庁舎会議室の受付期間の拡大

▽予約について 問 総合窓口課

TEL 06-6992-1525

▽内容について 問 総務部総務課

TEL 06-6992-1432

市役所内の会議室は業務に支障のない範囲で市民をはじめとして多くの皆さんに使用していただいています。

営利を伴わない活動をする市民・団体などが、**土・日、祝日**に会議室の使用を希望する場合の仮予約および本申請の受付期間を**3月1日**より2カ月前から**6カ月前**に変更します(仮予約をしてから2週間以内に本申請をしてください)。

また、10階会議室で飲食を希望する場合はパントリー(給仕室)が利用できます。なお、パントリーには冷蔵庫と電子レンジを設置しました。



仮予約受付期間	使用希望日が平日の場合	使用を希望する日の2カ月前の日の属する月の初めの平日から(午前中は電話のみの受け付けに限ります)。例: 6月10日に使用する場合 → 4月1日から申請可
	営利を伴わない活動をする市民など(在住・在職・在学)の人	使用希望日が土・日、祝日 使用を希望する日の6カ月前の日の属する月の初めの平日から(午前中は電話のみの受け付けに限ります)。例: 6月10日に使用する場合 → 前年12月1日から申請可 土・日、祝日の使用の準備などで必要と認める場合は、連続使用をする場合にかぎり、土・日、祝日の直近の平日は6カ月前から仮予約が可能です。 備 連続使用とは切れ目なく使用することであり、最大3日間までに限ります(連続使用を希望する場合は仮予約または申請時に必ず申し出てください)。下図に使用例を記載しています。 詳しくは市ホームページで確認または、仮予約時などに問い合わせてください。
上記以外	使用を希望する日の1カ月前の日の属する月の初めの平日から 例: 6月10日に使用する場合 → 5月1日から申請可	

注 会議室は業務利用を優先としていますので、空き状況の確認も含め仮予約をお願いします。

## 6カ月前から仮予約が可能となる平日を含む連続使用例

土・日、祝日にイベントなどを開催するために必要と認める場合は、連続使用をする場合に限り直近前後の平日も、6カ月前の日の属する月の初めの平日から仮予約を含めた受け付けが可能です。(市民などで非営利の場合)

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
金曜 1日目														
土曜 2日目														
日曜 3日目														

上記の金曜は土曜および日曜を含めた連続使用にあたるため、6カ月前から仮予約および申請が可能です。ただし、青い部分の全ての使用時間の申請および使用料の支払いが必要です。

## 連続使用にあたらぬ場合

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
金曜 1日目														
土曜 2日目														
日曜 3日目														

上記の金曜は連続使用にあたらぬため、2カ月前(市民などで非営利の場合)からの受け付けになります(土曜および日曜は6カ月前から受け付けが可能です)。